

## 平成29年度大分県立大分舞鶴高等学校いじめ防止基本方針

### 1 学校いじめ防止基本方針策定

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという事実を踏まえ、学校長の強いリーダーシップのもと、家庭や地域とも緊密に連携しながら、生徒、保護者及び教職員が統一した考えを持ち、学校全体で組織的にいじめ事案に対処するため「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### 2 いじめとは

#### (1) いじめの定義

本基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

いじめとは、「当該生徒が、学校の内外を問わず、一定の人的関係にある者から心理的又は物理的な影響(インターネットを通じて行われるものを含む。)を受け、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

＝具体的ないじめの態様＝

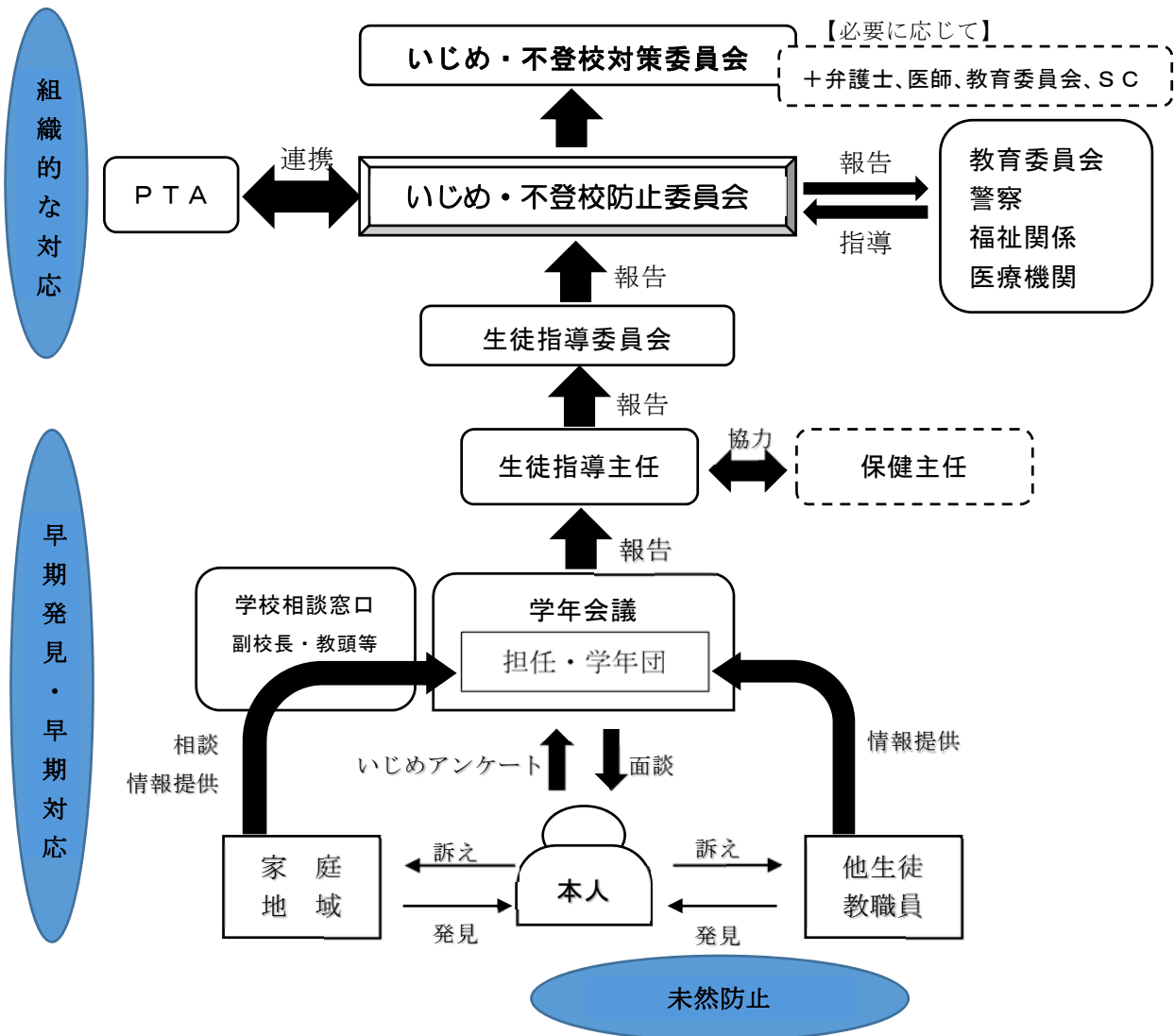
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止の基本的な方向と取組

#### (1) いじめ防止のための年間計画

	いじめ・不登校防止委員会	職員会議・研修	学年・HRA	教育相談	保護者連携・広報
4月	基本方針の見直し	基本方針の確認	学年集会・面接旬間	教育相談活動	基本方針の周知
5月				教育相談活動	PTA総会
6月		情報モラル講演会		教育相談活動	
7月	1学期現状報告	いじめに関するアンケート	人権HRA	生徒の意識調査	PTA新聞、PTA懇談会
8月			家庭訪問	意識調査の分析	
9月			面接旬間	生徒支援事例検討会	
10月			進路PTA	教育相談活動	進路PTA
11月	2学期現状報告			教育相談活動	
12月		いじめに関するアンケート	人権HRA	教育相談活動	PTA新聞
1月				教育相談活動	
2月				教育相談活動	PTA新聞
3月	年間報告	いじめに関するアンケート	人権HRA	教育相談活動	

(2) いじめ防止の指導体制・組織体制



「いじめ・不登校対策委員会」	…学校評議員（5名）、校長、副校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主任、特別活動主任、進路指導主任、保健主任、総務主任、理数科主任、1学年主任、2学年主任、3学年主任	計19名
「いじめ・不登校防止委員会」	…校長、副校長、教頭、生徒指導主任、1学年主任、2学年主任、3学年主任、教育相談担当、養護教諭（2名）、スクールカウンセラー	計11名
「生徒指導委員会」	…副校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導副主任（2名）、生徒指導学年担当（3名）、1学年主任、2学年主任、3学年主任	計11名

4 いじめ防止の措置

(1) いじめの予防～未然防止～

- 学習指導、特別活動、道徳教育の充実
  - ・意欲的に取り組む授業づくり
  - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
  - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
  - ・社会規範意識の醸成とボランティア活動の充実

- 人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚及び講演会等の実施（ネットトラブル・情報モラル講演会）
- 教育相談の充実
  - ・面接旬間の設定
  - ・教育相談活動の実施
- 保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ・相談窓口等の開設

## （２）早期発見～手立て～

- 情報収集・共有
  - ・校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換
  - ・教職員の観察による気づき（チェックシートの活用）
  - ・普段からの家庭との連携・協力関係の構築
  - ・定期的な個人面談、クラス独自の連絡ノートなどの作成
  - ・学年会議や教育相談で挙げた情報をいじめ・不登校防止委員会へ報告
- アンケート調査等
  - ・毎学期ごとの「いじめに関するアンケート調査」の実施
  - ・アンケート結果から心配な様子が見られる生徒に対する個人面談
- 教育相談の実施
  - ・スクールカウンセリングの充実
  - ・各種相談機関の周知及び各市町村部署との連携

## （３）いじめの対応～具体的な支援～

### ア 関係する生徒への対応

#### （ア）いじめを受けている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

#### （イ）いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができようとする指導を根気強く行う。

必要に応じて、出席停止による指導、懲戒による指導及び関係機関（児童相談所・警察等）と連携した指導を行う。

#### （ウ）観衆や傍観者となった生徒への対応

周りで面白がってみていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、その行為がいじめに荷担する行為であることを理解させ、いじめは卑怯で、絶対に許されない行為であるという意識を持たせる指導を行う。

### イ 保護者及び関係機関との連携・情報共有

#### （ア）いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

a 事実を迅速に伝える。

b 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

#### （イ）いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

a 事実を迅速に伝える。

b いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭、双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力し根本的な解決を図る。

(ウ) 全ての生徒・保護者に対して

いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識を変える必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

※家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

(エ) 関係機関（警察等）との連携

- a 学校生活安全・安心支援課との連携
- b 津留交番及び警察署生活安全課との連携
- c 福祉関係機関との連携
- d 医療関係・スクールカウンセラーとの連携

## 5 ネットいじめへの対応

(1)「ネット上のいじめ」とは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、**犯罪行為である**。

(2)「ネット上のいじめ」が発見された場合の対処

ア 生徒への対応

(ア) 被害生徒への対応

きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。

(イ) 加害生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

(ウ) 全校生徒への対応

個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。

イ 保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

ウ 書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

## 6 重大事態への対応

重大事態とは

○生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

○生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

○生徒や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあった場合